

## 令和4年第5回伊賀市教育委員会 議事日程

令和4年5月2日 10:00～  
伊賀市役所 5階 会議室 501

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和4年第4回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第19号 伊賀市教育委員会公告式規則の一部改正について

議案第20号 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正にかかる専決処分の承認について

日程第4 議案第21号 伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第22号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第23号 史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第24号 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

日程第5 議案第25号 伊賀市図書館協議会委員の解職及び委嘱に係る専決処分の承認について

日程第6 報告説明事項

① 伊賀市教育委員会職員の配置状況及び事務分掌について

② 令和4年度伊賀市児童生徒数及び学級数並びに職員配置状況について

③ 令和4年度伊賀市教育委員会研究指定校について

④ 中学生のメッセージ2022（第44回少年の主張三重県大会）の作品募集について

⑤ 令和4年成人式について（訂正）

⑥ 企画展示「漢籍の世界」の開催について

⑦ 伊賀市スポーツ推進計画の策定にかかる意見聴取について

⑧ その他

議案第 19 号

伊賀市教育委員会公告式規則の一部改正について

伊賀市教育委員会公告式規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 1 号）の一部改正について、下記のとおり検討を求める。

令和 4 年 5 月 2 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 改正理由

伊賀市公告式条例第 2 条第 2 項の改正に伴い、教育委員会規則等の公布場所について改正するものとする。

2 改正内容 別紙のとおり

3 施行期日 令和 4 年 5 月 2 日

伊賀市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

伊賀市教育委員会公告式規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「署名押印する」を「記名押印する」に改め、第 3 項中「別表に定める」を「市役所前の」に改める。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 2 日から施行する。

議案第 20 号

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正にかかる専決処分の承認について

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程（平成 16 年伊賀市教育委員会訓令第 1 号）の一部改正に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 4 年 5 月 2 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 専決理由

4 月 1 日からの行政組織の変更に伴い、所要の改正が必要になったため、専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。

2 改正内容 別紙のとおり

3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令  
伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程（平成 16 年伊賀市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 10 号中「及び伊賀市中央公民館長」を「並びに学校施設室長、伊賀市中央公民館長」に改め、「、地区公民館長」を削り、「、伊賀市青少年センター所長」を「及び伊賀市青少年センター所長」に改める。

第 3 条の表中「、地区公民館」を削る。

別表第 1 教育総務課長の項の次に次のように加える。

学校施設室長	(1) 軽易な学校施設の管理に関すること。
	(2) その他室の庶務に関すること。

別表第 1 中「 中央公民館長  
地区公民館長」を「中央公民館長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 4 年 5 月 2 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 専決処分理由

委員の任期満了に伴い、速やかに委員会の審議を行うため、委員の委嘱に係る専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。

2 委嘱委員 別紙のとおり【詳細資料省略】

3. 委嘱期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 22 号

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 4 年 5 月 2 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 専決処分理由

委員の任期満了に伴い、速やかに委員会の審議を行うため、委員の委嘱に係る専決処分を行なったことに対する承認を求めようとする。

2 委嘱委員 別紙のとおり【詳細資料省略】

3. 委嘱期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 23 号

史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 4 年 5 月 2 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 専決処分理由

委員の任期満了に伴い、速やかに委員会の審議を行うため、委員の委嘱に係る専決処分を行なったことに対する承認を求めようとする。

2 委嘱委員 別紙のとおり【詳細資料省略】

3. 委嘱期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 議案第 24 号

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 4 年 5 月 2 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

### 記

1 専決処分理由

令和 4 年 4 月 1 日付人事異動に伴い、速やかに委員会の審議を行うため、委員の委嘱に係る専決処分を行なったことに対する承認を求めようとする。

2 委嘱委員 別紙のとおり【詳細資料省略】

3. 委嘱期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで

議案第 25 号

伊賀市図書館協議会委員の解職及び委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市図書館協議会委員の解職及び委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 4 年 5 月 2 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 提案理由

新年度で伊賀市校長会推薦の委員が交代したことに伴い、速やかに当該委員の解職及び委嘱を行う必要があるため、専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。

2 解職委員 松岡 英紀

3 委嘱委員 谷本 友子

4 委嘱期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで  
(前任者の残任期間)

## 令和4年第5回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2022年(令和4年)5月2日(月曜日) 10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 5階 会議室 501
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、谷本委員、中委員、野口委員、滝川事務局長、川北教育総務課長、茶本学校教育課長、笠井文化財課長、小林上野図書館長、大岡いがっこ給食センター夢所長、奥井いがっこ給食センター元気所長(兼大山田給食センター所長)  
報告⑦のみ: スポーツ振興課岡本課長、山岡主査
4. 傍聴人 : 2人
5. 協議事項 : (議案第19号) 伊賀市教育委員会公告式規則の一部改正について  
(議案第20号) 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正にかかる専決処分の承認について  
(議案第21号) 伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について  
(議案第22号) 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について  
(議案第23号) 史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について  
(議案第24号) 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について  
(議案第25号) 伊賀市図書館協議会委員の解職及び委嘱に係る専決処分の承認について
6. 報告説明事項 :
  - ① 伊賀市教育委員会職員の配置状況及び事務分掌について
  - ② 令和4年度伊賀市児童生徒数及び学級数並びに職員配置状況について
  - ③ 令和4年度伊賀市教育委員会研究指定校について
  - ④ 中学生のメッセージ2022(第44回少年の主張三重県大会)の作品募集について
  - ⑤ 令和4年成人式について(訂正)
  - ⑥ 企画展示「漢籍の世界」の開催について
  - ⑦ 伊賀市スポーツ推進計画の策定にかかる意見聴取について
  - ⑧ その他

閉会： 11時35分 署名委員 内藤委員

教育長 最近では感染症対策をしながら、いろいろな活動ができるようになってまいりました。皆様方には大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ただいまから令和4年第5回の伊賀市教育委員会定例会を始めさせていただきます。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。今回は郵便事情により、事前に資料が届きませんでしたので、議案ごとに少し時間を取りながらご協議いただきたいと思います。議事日程について、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指定 内藤委員

教育長 日程第2 令和4年第4回伊賀市教育委員会議事録の確認についてであります。事前送付いたしました議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録につきましては、このように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付の内容のとおりにすることといたします。

教育長 それでは、協議事項に入ります。  
日程第3 議案第19号 伊賀市教育委員会公告式規則の一部改正についてを議題といたします。  
本議案につきまして、教育総務課長より説明をお願いします。

(教育総務課長説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 (公告される掲示場が本庁のみになることについて) ホームページ等を見てもらうということですね。広報には出るんですか

教育総務課長 広報には公告されることが必ず掲載されるわけではありませんが、市民にとって重要なことについては掲載したいと考えています。公告という形を取るのには、支所の掲示板を省略し、市役所前の掲示板のみととしています。

委員 ホームページは一度載ったらずっと載っているのですか。

教育総務課長 条例等ばかり載っているページがあり、そこに掲載され、その後はずっと掲載されます。

委員 高齢の方も多く、市役所前まで来られない人やホームページを見られない人も

教育総務課長 いるので、しっかりと広報でもお知らせしてほしいと思います。  
規則等で広く周知することが必要な場合は公告式に則った掲示をし、さらに必要な場合は広報でも周知します。

教育長 ほかにご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第 19 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 19 号は、可決いたしました。  
続きまして議案第 20 号 伊賀市教育委員会教育長所管事務決裁規程の一部改正にかかる専決処分の承認についてを議題といたします。  
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 学校施設室長の「軽易な学校施設の管理」というのはどのようなものを指すのでしょうか。

教育総務課長 市の事務決裁規程で定められている事項の予算執行等に関し丙決裁とされているものが該当します。

教育長 ほかにご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第 20 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 20 号は、可決いたしました。  
議案第 21 号 伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、議案第 22 号 市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策

定検討委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、議案第 23 号 史跡伊賀国庁跡保存整備事業指導委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、議案第 24 号 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、いずれも審議会委員の委嘱に関する議案となりますので一括議題といたします。

本議案につきまして、文化財課長より説明をお願いします。

(文化財課長説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 議案 22 号について、3 人は再任ということですが、どこまで任期を伸ばすと考えていますか。

文化財課長 現在進めている、にぎわい忍者回廊の PFI 事業の中で、旧庁舎を図書館に改修する予定ですが、その事業者の選定を進めており、決まりましたら庁舎改修の計画の基本設計あるいは実施設計をまいります。これが今年度から来年度と聞いており、その期間にはこの先生方のご意見いただきながらご検討いただきたいと考えています。

教育長 設計のときも見ていただくということですね。

文化財課長 設計ができあがってきたら、必要に応じて任期を検討したいと思います。

委員 議案 22 号のように、事業に終わりがあがるものは任期はそこまでということだと思いますが、他の審議会では再任していくのかと思いますが、終わりはどういうところで終わりとなるのですか。ご本人が決めるのでしょうか。

文化財課長 議案 21 号については、歴史的風致維持向上計画の期間が令和 7 年度までなので、任期はそこまでとなります。その委員については、地元の自治協の方々や関係機関の職員などになります。協議会の任期や職員の異動に伴って専決させていただきます。

議案 23 号では、現在の計画では、令和 7 年に伊賀国庁の中心部分の整備を終える予定ですので、それまでの間は先生方、地域の方々にお世話になろうと思っています。府中地区の方については役員の交代がないので継続的に世話になっています。

議案 24 号は、昨年度から計画に取り組んでいるところです。今年度で概ね計画の作成を終え、来年度当初に文化庁へ申請し認定を受けます。認定を受ける時期で少し任期は変わってくると考えています。

委員 再任はいつ頃の時期にその確認をしているのですか。

文化財課長 任期が切れる前に、委員さんのご意向を確認し同意をいただいています

教育長 ほかにご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
採決については一議案ずつ行います。  
議案第 21 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 21 号は、可決いたしました。  
議案第 22 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 22 号は、可決いたしました。  
議案第 23 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 23 号は、可決いたしました。  
議案第 24 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 24 号は、可決いたしました。

続きまして議案第 25 号 伊賀市図書館協議会委員の解職及び委嘱に係る専決  
処分の承認についてを議題といたします。

本議案につきまして、上野図書館長から説明をお願いします。

(上野図書館長説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第 25 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 25 号は、可決いたしました。

日程第6 報告説明事項に移ります。

- 教育総務課長 事項①番 伊賀市教育委員会職員の配置状況及び事務分掌について
- 学校教育課長 事項②番 令和4年度伊賀市児童生徒数及び学級数並びに職員配置状況について
- 事項③番 令和4年度伊賀市教育委員会研究指定校について
- 生涯学習課長 事項④番 中学生のメッセージ2022（第44回少年の主張三重県大会）の作品募集について
- 事項⑤番
- 上野図書館長 事項⑥番 企画展示「漢籍の世界」の開催について
- スポーツ振興課長 事項⑦番 伊賀市スポーツ推進計画の策定にかかる意見聴取について
- 教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。事務局から連絡等ございましたら、お願いします。
- 連絡：次回・次々回教育委員会等の開催について
- 教育長 それでは、これをもちまして、第5回定例会は閉会といたします。議事協力どうもありがとうございました。

11時35分終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員